

## 会計検査院決算検査報告掲記事項是正処理状況について（概要）

国立大学法人新潟大学

本学においては、研究関係公益法人等から教員等個人に職務上の教育、研究を援助する目的として助成金が供与された場合には、改めて大学に寄附をしなければならないことを本学寄附金取扱規程（以下「規程」という。）に定め、適正に経理を行うよう全学に周知をしてきたところです。

しかしながら、平成 22 年度会計検査院決算検査報告にて指摘のあったとおり、一部の教員等個人あて寄附金（研究関係公益法人等からの研究助成金）が規程に反し、大学に寄附されず教員等が個人で経理するなどしていた事態が見受けられました。

今回の事態が生じた主な原因は、規程が教員等へ周知徹底されていなかったこと、教員等において教員等個人あて寄附金を大学へ改めて寄附することについて理解が十分でなかったこと等によるものであります。

今後、このようなことが生じないよう、以下のような是正措置を講じ、再発防止に努めております。

- ① 指摘のあった当該教員又は講座あて寄附金で「使用残額のある寄附金」及び「未使用のまま保有している寄附金」、総額 15,375,195 円については、速やかに寄附金の受け入れ手続きを執るよう所要の手続きを進め、経理を行う。（H24. 1. 10 をもって、全額寄附受入確認済）
- ② 再発防止のため、本学の会計ルールを記した「会計ハンドブック」の寄附金（公募型助成金）にかかる記載をより分かりやすく改訂を行い、改めて教員個々に配付する。（H24. 2 に改訂し、教職員に配付済。以降の新規採用者にも配付を行っている。）

また、広く教員等向けの説明会を実施するなどして、寄附金（公募型助成金）の取扱いについて、改めて周知徹底を図る。（H24 年度：10 部局にて会計ルールの説明会実施）

さらに、新任教員等については、新任教員説明会において寄附金（公募型助成金）の取扱いの説明を行う。（H24 年度：6.28 実施）

- ③ 寄附金開示情報等を活用した教員等個人あて寄附金の調査を定期的の実施し、その把握に努めている。